

対馬宗家の長崎との関りに関する考察

—貞享二年の幕府対外政策を事例に—

松尾 晋一

はじめに

対馬宗家の研究は、これまで日朝関係の解明に繋がる多くの成果が発表されてきた¹。こうした傾向に対馬宗家と長崎との関係解明を近年試みているのが岡本健一郎である²。岡本は対馬藩の長崎聞役³、御用商人、長崎屋敷に注目して、具体的な機能を解明しており、成果の意義は非常に大きい。筆者も有事における宗家の長崎との関りを取り扱い、長崎での情報収集や他大名の動きをふまえて動く状況などを明らかにし⁶、このほか、宗家が朝鮮から得た情報の国内流通や価値などの検討を行って、国内における宗家が果たしてきた役割なども解明してきた⁷。だが、寄合がいつの時代からはじまったのか、あるいは寄合で話題にされた内容の時代的变化など、未だ基礎的なことが解明されていない段階と言える。

こうした理解をふまえて本稿では、別稿「綱吉政権による異国船対応策と幕藩関係—長崎奉行と大名家のすり合わせ」（以下、別稿とあるものは、これを指す⁸）で紙幅の関係上原文をあげられなかった資料を紹介することを目的とする。これは、基礎的なことの解明の前に関係史料の発掘、および情報の共有が必要だと考えるためである。

一 幕府と宗家とのやり取り

別稿では、貞享三（一六八六）年幕府が「唐一統」によりキリスト教の伝播へ警戒したことを取り上げた。幕府は、朝鮮經由での伝播を特に警戒しており、対馬藩主宗義真はこの年江戸城に登城した際、大久保忠朝以下老中列座で日朝関係に関するやり取りがあり、朝鮮半島からキリシタンが渡つてこないように警戒すべきと指示を受けた。その後、幕府は九州に所領を持つ諸大名家にキリシタンへの警戒をおろそかにしないこと、長崎は大切な場所、万一異様な変わった異国船の来航などあれば長崎奉行に相談するように命じた。藩主が在国の場合、老中は留守居を私邸に呼び出して「覚」を渡し、藩主が在府の場合、老中の私邸に向き、「覚書」を受け取っている。宗家の場合は、藩主義真が在府中で、つぎの史料をみると九月二日のことだった。

【史料1】

貞享三年九月二日阿部豊後守殿御宅へ被召寄候時之覚書（正武）

一豊後守殿へ掛御目候処、御書付一通被御持居被仰候ハ、此書付ハ在国之大名方へ奉書ヲ以被仰渡候、在府之衆へは手寄（阿部正武）
 二相渡申候、御自分へは私方へ渡し申候それ二而御読候而御覧候へと被仰御渡被成候、則請取拜見申候而、載申候時、彼方へ被仰候ハ、切死丹宗門御詮議御座候へ共、只今ハ何方ニも吉利支丹出申たる沙汰無之候、若不詮議ニも御座候か、兼々無油断致吟味候へと御事ニ候、上ニケ様之思召ニ而候御尤之義と存候、御尤之義ニ而ハ無御座候哉と被仰候付、謹而致会釈候、彼方へ被仰候ハ、昨今唐一統之義ニ而候、万一も異様成替りたる船も参り候ハ、長崎へ可被仰談候、御在所へも可被仰越候と被仰候、奉畏候、弥入念可申付候と御返答申上候、今朝は早朝御出候様申遂候付早々出被成、御自分ニハ御気分ニ御障り候無御座候哉、相障り可申かと存候由被仰聞候、則退出候処本間之縁側迄御送出、それニハ人も数多御座候故、不被出候と御挨拶也、互いニ一礼仕罷帰候、

これによると、宗家の場合、義真が老中阿部正武の屋敷に呼び出され、まず藩主が在国の大名家へは奉書を渡して命じられ、藩主が在府の場合、このついでに「覚書」が渡されているといった説明を受けた。そのうえで義真へは私（阿部正武）から渡すことになったのでと、書付をお読みになり拜見することをお命じになった。義真はこれを受け取り拜見した。その後写し

ている時に阿部が義真に仰せになったのは、「キリスト教の詮議をしているけれども、今はどこであつてもキリシタンを発見したといった報告がない。もしかするとキリシタンの詮議を怠っているのか。以前から油断なく吟味するように、このことである。將軍（綱吉）がこうしたお考えであるのはご尤もなことだと存じます。ご尤もなことではないか」という内容だった。これを受け義真は謹んで会釈をした。義真は、こうして幕府の方針に恭順の意を示したのである。

その後阿部が、「昨今唐一統になった。万一異様な変わった船の来航があつた場合は、長崎へ知らせること。在所（対馬府中）へもこのことを伝えるように」と仰せになったことから謹んで承った。そして、「いよいよ念を入れるようにと命じる」と返答した。阿部から最後に、「今朝は早朝に出向くようにと申し付けたので早々に屋敷を出られ、ご自身の体調には支障なかつたか、支障があつたか」と尋ねられ、即退出したところ本間の縁側迄お送りくださった。

以上から、まず幕府は宗家に、八月九日藩主義真が江戸城に登城した際に唐一統に伴い朝鮮半島よりキリシタンが渡つてくることへ警戒するように伝えた。その後、九州の諸大名にキリシタンへの警戒と変わった異国船が領内に来航した場合、長崎奉行へ伝えることを命じた。この伝達方法は、藩主在国と藩主在京で異なつた。宗家の場合、藩主が在京していたことから老中の私邸に藩主が赴き、指示を受けた。老中が直接各大名それぞれに指示を伝達し、その際幕府の方針のほか、大名家への伝達方法までも伝えたことが宗家の事例から明らかとなつた。

以上をふまえると、幕府が朝鮮からのキリスト教伝播へ警戒心を強くもつていたものの、朝鮮―対馬といったラインでの警戒態勢ではなく、組織立てた体制、つまり現地レベルでは長崎奉行を核として九州に所領を持った大名家で有事に備えたことがわかる。

二 「長崎代官」の職務

宗家は、一で確認したように幕府が朝鮮を警戒していることを理解していた。そして他の九州の大名家と同様にキリシタンへの警戒と不審船の発見時、長崎奉行へ知らせることを命じられた。その後他の大名家は、宗義真が指示された内容を伝えられしたが、幕府が朝鮮を警戒していたことまでは知り得なかつたであろう。この状況をふまえると、宗家は他の大名家とは異なる

緊張感を持たざるを得なかった。

現に国元から長崎代官を長崎へ派遣したことは、別稿で記した通りである。他の大名家では、聞役と言われる職のことであり、詳細については、「はじめに」でも紹介した岡本健一郎の研究成果を参照されたい（本稿では、史料を引用する時を除き、他大名家の同役との議論を妨げない意図から「聞役」と表現する）。

さて、この時派遣されたのが津江左太郎であった。別稿で説明したようにこの時、すなわち貞享三年一〇月二八日付で家老から四通の「覚」¹⁰を津江は受け取った。以下は別稿で原文の紹介ができなかった三通【史料2】①②③である。

【史料2】

①

覚

- 一 従 公儀兼々被 仰出候御法度之趣并長崎表御制禁之通堅相守可申候、及対州法度之條々違背仕間敷事、
- 一 御奉行所者不及申、惣而御直勤之衆江無礼仕間鋪事、
- 一 問屋請なしに脇宿仕間敷事、
- 一 使者飛脚ニ差渡此方用事相済候ハ、私用として片時茂逗留仕間敷候、惣而侍・町人によらず博奕・傾城町江不可参候、
- 一 附喧嘩口論不仕様可相嗜候、勿論むさと町あるき仕間鋪候事、
- 一 対州田代之諸商人為商売罷渡候刻、諸事相嗜従 公儀少茂御とかめ無之様可申聞候、尤法度柄商売不仕様様ニ堅可申付候、附礼日者不及申、折々代官方へ可参候、用事有之而召寄候節者、急度罷出可任差図旨可申渡候、若行規相背者於有之者帰国申付、子細を具可申越事、

右之旨使者・飛脚・町人下々に至迄申聞、相守候様可申付者也、仍壁書如件、
右之通被 仰出候間、堅相守候様可被申付候、以上、

多田與左衛門

貞享三丙寅年十月廿八日

樋口左衛門

杉村伊織

津江左太郎殿

対馬から長崎へは使者や飛脚をはじめかなりの数の領民が赴いていたものと思われ、①はそれら領民への指示内容であり、現地長崎では「長崎代官」（津江左太郎）がそれらの者たちを把握する立場にあつてこれを守らせる役目にあつたことがここから知ることができる。おそらく①の内容は「長崎代官」が交代するたびに確認されたと推測する。注目したいのは五条目で、田代領（現佐賀県鳥栖市）の諸商人にふれていて、「礼日者不及申、折々代官方へ可参候」とあるので、定期的に彼らと長崎代官が面会する日が決められていたことがわかる。¹¹

②

覚

従已前度々如被 仰出候役々方へ唯今迄仕来候儀、或勘定方之難為差凶 御為不宜儀有之者、幾度茂可被申出候、以御詮議可被相改候、手代へ茂此趣被申聞、少茂御責不罷成様ニ可被相勤候、若御責之儀被仕候段被 聞召、御詮議之上被相改候者可為越度候間、諸事 御為之儀被存寄候者、無遠慮急度可被申出候、此段依御意如此候、以上

多田與左衛門

寅十月廿八日

樋口左衛門

杉村伊織

津江左太郎殿

これは津江の職務に対する心構えを示したもので、現地の仕来り、もしくは勘定方の指示などでできず、「御為」つまり宗家にとつて良くないことがあれば、何度でも国元（府中）へ申し出ること。ご詮議を行い改めることができる。手代へもこのことは伝え、少しも（藩から）責められないように勤めること。もし責められることがお耳に入つて、詮議の結果改める必要があれば落ち度であるから、どんなことでも「御為」のことだと思われれば遠慮なく申し出ること。これは藩主義真の考えでこの通りだ、と伝えた。こちらも津江のみに出されたものではなく、対馬から長崎へ派遣される家臣へ常に示されたものだと思われる。

③

覚

一 貴殿役目中勤之儀、何事によらず念入日帳ニ留置、交代之刻跡役江引渡可被申候事、
 一 惣而出家・山伏・本道・外科・針立、其外牢人・藝等有之者、御国渡海之儀望候共差留置、我々方へ被申越請差図可被申候、前以無付届差渡被申候者可為越度候間、念入可被申候事、
 一 長崎表之儀大切之場所候間、万一替たる異船杯参候ハ、早速長崎御政所江被仰談候様ニと今度於江府従 公儀御書付を以被仰出候、若左様之儀茂有之者、急度以飛船可被申越事、
 一 惣而諸事柄每被入念、御政所江被相窺、被得御差図候儀杯者、後日之証拠ニ成候様ニ手紙ニ而茂差置候様ニ可被相心得候事、

一 公儀之儀者格別御内證向之儀少茂御責無之様ニ被相心得、手代ニ茂每度可被申付候事、
 一 他国江若朝鮮漂流人在之候節者、早速長崎へ被相送候、彼地滞留対州到着迄者飯米等従 公儀被成下候、漂流人宿之儀者代官方方内證ニ而借調候、唐船入津之時分等者別而宿を者借兼難儀たる由承届候、従 公儀御馳走被仰付候事ニ候へハ宿之儀茂願上候ハ、従 上被 仰付首尾茂可有之哉、内々左様被相心得貴殿了簡之様ニ 御政所御兩人様御家老衆迄願被申何とそ相濟候様可被仕候、又漂流人之内病人等有之候へハ医者・外科之儀只今迄内証ニ而頼来る候、 御政所ハ被仰付候ハ、療治領料之出精茂違可申事候、是又右之通可被相心得候、尤無紛事ニ候故難計儀茂可有之候へ共、何とそ其時之以了簡、内々願被申可然存候事、
 以上

多田與、左衛門

寅年十月廿八日

樋口左衛門

杉村伊織

津江左太郎殿

この「覚」は六条からなっていて、長崎での職務の詳細がまとめられている。一条目には、職務記録である「日帳」をつけ

ることと、交代時に後役にそれを引き継ぐことを確認している。そして二条目は長崎から対馬への渡航許可の件で、「出家・山伏・本道・外科・針立、其外牢人・藝等有之者」の入国を宗家が警戒していたことがわかる。聞役にとつて対馬への入国者管理が日常業務のなかで重要視されていたと言えよう。今回の幕府の指示に関する内容が二条目で、「一長崎表之儀大切之場所候間、万一替たる異船杯参候ハ、早速長崎御政所江被仰談候様ニと今度於江府従公儀御書付を以被仰出候、若左様之儀茂有之者、急度以飛船可被申越事」とある。すなわち、万一変わった船が長崎に来航した場合、国元へは飛船を用いて知らせるようにとの指示だった。これに続く四条目では、長崎奉行所からの指図には後日何か生じた時の証拠となるから手紙を国元に送ることを命じており、つぎの五条目では、職務柄公儀のことで、とくに御内證について少しもせがむことがないように心得て、手代にもその都度命じるようにと念を押している。最後の六条目では、朝鮮漂流人への対応を委しく指示している。

以上をふまえると、聞役の通常任務に関するものが①～③の三通であつて、別稿で原文を紹介したものが、新たな幕府から命じられた事柄に対応したものとして追加されたといった建付けだったことが理解できよう。

三 長崎における情報収集の成果

対馬から長崎へ派遣された津江は前任者の田中所右衛門とともに交代のお礼のために長崎奉行所を一月二七日に訪れ、長崎奉行川口源左衛門と対面した。その場面などを津江は国元の家老（杉村伊織・樋口左衛門・多田与左衛門・平田直右衛門）へ書き送っている。

これが一月晦日付の「津江左太郎長崎参差越候覚書之写」〔史料3〕¹²で、一六条（①～⑯）からなり、内容は三つに分けることができる。

①～④が津江と長崎奉行川口とのやり取り、⑤～⑯までが川口の家老味岡勘兵衛とのやり取り、⑪～⑯は長崎奉行所訪問を経たうえでの津江の考えとなっている。内容は、別稿で分析した通りであるが、津江が自分の意思を伝えている点に注意が必要であろう。すなわち宗家の国元は、津江の意思を判断の材料と考えていた。

【史料③】

津江左太郎長崎へ差越候覚書之写

- ①十一月廿七日田中所右衛門私同道仕交代之御禮二川口源左衛門（宗恒）様江致参上御逢被成候二付私口上二而申上候ハ、対馬守（宗義貞）申付候ハ、今度於江戸表被仰付候ハ長崎表之儀大切之場所候間、万一替たる異国船なと参候ハ、早速長崎御奉行所江可遂御相談之旨御書付御渡被下候、若左様之節者勤之儀如何可仕候哉、其外口上之覚書致書載候、右之通委敷奉窺御差図之通御家老中へ御書付請取差越候様二と申付候、宜御差図奉給之旨対馬守申付候、
- ②一源左衛門御返答二、従対馬守殿御音礼被成下忝奉存候、就夫家来共へ之口上之覚書委鋪令披見候、今度於江戸対馬守殿江御書付御渡被遊候付而委細之書付承届候、御老中へ西国大名衆長崎手寄之御方江何茂御書付御同前二御渡被遊候由、先頃江戸へ被仰下候、未替たる異国船参着不仕目二見へさる御事故、兼而如何様共御差図難仕候、又者対州江着船候而茂御同前之御事故、至其節御差図可仕よし被仰聞候、
- ③一私御返答申上候者、尤至其節可奉窺候得共対州之儀者海上遠方と申、其上難海之儀候得者心儘渡海難仕候、御差図之御到来及遅進候而者大切之御事奉存候、依之兼而对馬守奉得御内意由申上候、
- ④一源左衛門様被仰候ハ、被申聞候通尤存候、然共江戸へ兼而被仰付茂無御座候處為自分目二見へさる簡難仕御座候、至其節御差図可仕候条其段対馬守殿江申進給候様二と被給、家来二被致相談候様二と被仰付候故、退座仕候、
- ⑤一御家老味岡勘兵衛と申仁、此方へ之覚書被持出被申聞候ハ、唯今源左衛門如申入候目二見へさる御事故難計由申候、飯米・水・木等望候ハ、命つなき申事之俣少者可被成下候由被申聞候、
- ⑥一私返答申候ハ、覚書二如致書載候対州之内江替たる異国船杯参、若碇をもおろし候ハ、如何様二申付候而可然哉と申入候、
- ⑦一勘兵衛被申聞候ハ、替たる船他方へ未参着仕たる事終無御座候故御差図難仕御座候、併人質御取被成候儀者、邪法宗之者故御遠慮御尤奉存候、梶御取揚船入江二引込被置、長崎表江被遂御案内、御差図次第二被仰付如何可有御座哉と被申聞候、
- ⑧一私返答仕候ハ、被仰聞之通梶心安相渡船入江二引揚候事此方心之俣二随ひ候者長崎江遂御案内御差図可奉待候得共、梶

不相渡船引揚候儀不致承引候ハ、如何可仕候哉、其内ニ得順風可致出帆用意仕候者押付櫓可被取揚と仕候者可及異儀候、其節者討取不申候哉、是又御差図茂無御座ニ左様ニ仕候儀、弥大切奉存候、右之段者如何可仕候哉と申入候、

⑨一勘兵衛被申聞候ハ、如仰御了簡難被成可有御座候、〔長崎奉行和造〕監物殿御代ニ常々唐船他国江漂着之刻御行規之次第江戸表江被得御意候へ共、如何様共御差図無御座由、監物殿源左衛門ニ被申聞候、依之源左衛門茂弥難計旨申候、御覚書者此方二可被召置哉、又御取締可被成哉と被申聞候、

⑩一私申候ハ、源左衛門様江奉窺候様ニと对馬守申付候覚書故被召置被下候様ニと申入、勘兵衛相渡置候、則所右衛門致同道退出仕候、

⑪一源左衛門様只今之御差図之御様躰奉察候ニ、替たる異国船参候ハ、到其節江戸表江御窺被遊、從江戸之御差図を御請被遊候而、何之御大名様方江茂可被仰渡候御様子、奉推察候、

⑫一源左衛門様長崎御仕置之次第沙汰仕候ハ、少々之御事ニ而茂江戸表江被得御差図被仰付由ニ御座候、殊当秋役目ニ被入念由ニ而、五百石之御加増御拝領之由ニ御座候、

⑬一宮城監物様御事十一月朔日二江戸へ御参着、同四日大久保加賀守様於御宅被仰渡候者長崎御仕置不宜候故御役被召上候、与力・同心之儀者御暇被成下候間、何方成共心次第有付候様大澤左兵衛様を以被仰渡候、監物様二者御逼塞被遊候由今月廿四日御奉行所へ御左右到来仕候由申候、爰元ニ而沙汰仕候ハ、監物様今年御勤之内ニ抜荷有之候處、江戸表江不被伺死罪等ニ被仰付、其後如斯仕置申付候由御案内有之由、ケ様之御事ニ而可有御座哉と風聞仕候、聆為仕沙汰ニ而無御座候、

⑭一監物様右之御首尾故、弥源左衛門様江此方之御覚書五ヶ條奉伺候而茂、中々御差図被成御事ニ而無御座候、殊外少之事ニ而茂大切被成江戸へ御伺被遊候由、何茂附士・町人等之取沙汰御座候、

⑮一不依何事唯今之御様躰ニ而者御書付等請取之、又者家老衆手紙之端ニ茂証拠ニ罷成書付等者、殊外遠慮被仕様子ニ御座候、

⑯一五ヶ條之御覚書弥御差図不被請候而者無御心元被思召上御事ニ候ハ、大沢左兵衛様当地へ御着被遊候而源左衛門様御兩人中江、從 殿様御状被遣候右之五ヶ條御直札ニ不被遊候而者中々御返答被遊間敷奉存候、私躰只今罷渡源左衛門様

御仕置之勤大切之御事何共難儀千万奉存候、乍憚存寄之通申上候、

丙寅十一月晦日

津江左太郎

杉村伊織様

樋口左衛門様

多田與左衛門様

平田直右衛門様

(○)数字は、筆者による

【史料3】と同日付回答の表題は「承合候覚書」(【史料4】¹³)であった。津江佐太郎から国家老の杉村伊織・樋口左衛門・多田與左衛門・平田直右衛門へ送られたもので八条(①)～(⑦)からなる。

【史料4】

承合候覚書

①一松平^(黒田光之)右衛門佐様長崎御屋敷番士安見正左衛門と申仁ニ御書付之通承合候処、正左衛門被申聞候ハ、右衛門佐様領分へ替たる異国船着船候ハ、警固之番船数十艘付置、早速長崎御奉行所へ遂御案内御差図次第可仕候、若浦津或渡中ニ而右之異国船可拔出様躰ニ候ハ、何とそ押留候而、其上ニ茂致出帆候ハ、可仕様茂無之候、其通を長崎御奉行所へ御案内可申上由被申付置候、

②一押留及異儀討取候儀者手寄御座候得共、御差図茂無御座御事故、何とそ色々仕候而不拔出様仕候得之由申付置候、

③一右衛門佐様者長崎御番所之承故、領内替たる異国船参着之節者家老共并大組之物頭、其外数千人警固仕筈御座候、長崎より御差図次第第二右之異国船長崎江被召寄候へハ、即其節警固之士不殘長崎表江送参筈御座候、

④一當春茂常々唐船式艘右衛門佐領分江漂着仕候、長崎江送届候ニ大名分之物壱人・物頭数十人・船手奉行・関船廿四・五艘ニ而唐船壹艘送届申候、唐人之入目不殘馳走被申付候、其外相替儀無御座由被申候、

⑤一松平^(鍋島光茂)丹後守様長崎御屋敷番士廉口伊左衛門と申仁ニ御書付之通承合候處、伊左衛門被申聞候ハ、丹後守領内ニ海少請所無御座候、内海者有之候得共異国船参着申所ニ而無之候、依之右之用意不仕候、丹後守儀者長崎

御番所之役相勤候得共、当秋又於江戸御書付御渡長崎表之儀大切之場所ニ被思召上候間、万一替たる異国船参候者早速長崎へ欠付奉行江可相談之旨被 仰付候、当年者丹後守当番故弥大切ニ奉存由被申聞候、其外相替儀無御座候、

⑥一細川越中守様長崎御屋敷番士杉原儀左衛門と申仁ニ御書付之通承合候処、儀左衛門被申聞候ハ、越中守領分之海為請所無御座、天草と申所海有之候得共松平主殿（島原城主・忠房）頭様御領内御座候、其外内海有之候得共異国船参申所無御座候、

…當秋於江戸（老中・忠朝）大久保加賀守様御宅江越中守被召寄御書付御渡被下候ハ、越中方領分々毎度邪法宗之者数百人顕出候、領内之仕置宗旨之吟味弥可念入候、殊長崎表之義者大切之場所候間、万一替たる異国船参候ハ、早速長崎奉行江可相談之旨御書付御渡被成候故、何茂長崎附士中承合可申と存候得共、只今諸大名之附士在所江被居候故来春之儀ニ可仕之由被申聞候、

⑦一長崎江唯今被居候附士右衛門（黒田光之）佐様・丹後守様（鍋島光茂）・越中守様（細川綱利）三家にしては居不申候故難承合御座候、来春夏なくては委細難相知御座候、

右之通承合候様被仰付候故、如此御座候、以上、

丙寅十一月晦日

津江左太郎

杉村伊織様

樋口左衛門様

多田与左衛門様

平田直右衛門様

まず①～④は、黒田家の安見正左衛門から得た情報である。黒田家は鍋島家と共に隔年で長崎港口の番所（西泊・戸町）に兵を詰めていたが、この貞享三年は当番であった。つづく⑤は鍋島家のことで、長崎御屋敷番士廉口伊左衛門が対応した。⑥は細川家で、長崎屋敷番士杉原儀左衛門が対応した。熊本の細川家は長崎に島原の松平家と共に御用船を提供した。¹⁴これら三家から津江は情報を収集して国元に知らせたが、内容は別稿で分析した通りであるのでそちらを参照されたい。

おわりに

本稿で紹介した史料から、対馬宗家が幕府からの指示に従うため長崎奉行の考えを知ろうとする動きを見せ、その役割を担ったのが津江であったこと。そして対馬宗家が期待した情報を長崎で得られなかったことがわかった。ここから対馬宗家の期待に応えられなかった当時の長崎の政治環境が知れたわけだが、おそらく幕府が期待した状況でもなかったであろう。幕府の対外政策は、こうした構造的課題を常に抱えていたのであり、長崎における幕藩関係の理解を深めていくためにはこうした点に配慮して研究を進めていく必要があるだろう。

ところで、一七世紀の長崎開役（宗家では、この時期「代官」）に関する史料は少なく、今回紹介した職務交代の事例は、実際の情報収集活動のあり方などをも知れる貴重なものである。これまで開役は一九世紀の史料をもとに多く語られてきたが、¹⁵そうした状況が実際いつからはじまったのか、今回紹介したような史料の発掘がこれからも重要であろう。

- 1 先行研究については、酒井雅代『近世日朝関係と対馬藩』吉川弘文館、二〇二二年）の序章などを参照されたい。
- 2 荒野泰典が漂流民送還体制のなかで対馬宗家と長崎との関係を明らかにしている（同『近世日本と東アジア』東京大学出版会、一九八八年）。
- 3 岡本健一郎「唐船対応のめぐる長崎開役の役割」（『研究紀要／長崎歴史文化博物館編』（五）、二〇一〇年）。
- 4 岡本健太郎「近世長崎における対馬藩御用商人末次家の役割」（『研究紀要／長崎歴史文化博物館編』（二〇）、二〇一六年）。
- 5 岡本健一郎「対馬藩における長崎屋敷移転と御用商人」（『研究紀要／長崎歴史文化博物館編』（六）、二〇一一年）。同「幕末期維新期、対馬藩長崎屋敷運営と御用商人」（『研究紀要／長崎歴史文化博物館編』（一一）、二〇一七年）。同「近世長崎における大名長崎屋敷の交際と地役人」（『研究紀要／長崎歴史文化博物館編』（二五）、二〇二〇年）。
- 6 『江戸幕府の対外政策と沿岸警備』（校倉書房、二〇一〇年）第六章。「寛政九年の対馬情報と幕府の異国船対策」（『日本歴史』八二六号、吉川弘文館、二〇一七年）、中野等編『中近世九州・西国史研究』（吉川弘文館、二〇二四年）。
- 7 「近世日本における海外情報の入手ルートと質…朱一貴の乱（台湾）情報を事例に」（『長崎学…長崎市長崎学研究所紀要』創刊号、二〇一七年）。
- 8 『九州文化史研究所紀要』六七号、二〇二四年。
- 9 「御内證向御書物控」（大韓民国国史編纂委員会蔵、対馬宗家文書 記録類五二五七）。
- 10 「貞享三年丙寅年 津江左太郎長崎役日中被仰付候御用向并従彼地申越候書状之写」（大韓民国国史編纂委員会蔵、対馬宗家文書 記録類

五二五九）。

- 11 岡本は、貞享三年田中所右衛門時より長崎聞役と称され始めたことを紹介しているが（前掲岡本健一郎「唐船対応のめぐる長崎聞役の役割」、実際にはまだこの時期は「代官」を使用していた。
- 12 前掲「貞享三年丙寅年 津江左太郎長崎役目中被仰付候御用向并從彼地申越候書状之写」。
- 13 前掲「貞享三年丙寅年 津江左太郎長崎役目中被仰付候御用向并從彼地申越候書状之写」。
- 14 拙著「江戸幕府の長崎支配と大名課役・松平忠房の「長崎御用」を事例に」『長崎県立大学国際情報学部研究紀要』（二五）、二〇一四年。
- 15 山本博文『長崎聞役日記―幕末の情報戦―』（筑摩書房、一九九九年）ほか。

〔付記〕 本稿は、JSPS科研費22K00901による成果の一部である。